## 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告

平成26年7月8日開催

## 東京家庭裁判所委員会「少年事件における教育的措置について」報告

第一東京弁護士会会員 巻淵 眞理子 (41期)

今回は、去る7月8日に開催されました東京家庭裁判所委員会についてご報告します。同委員会は、前回会報で報告された東京地方裁判所委員会の家庭裁判所バージョンにあたります。現在のところ、裁判所3名・検察庁1名・少年院長1名・家裁調停委員1名・学識経験者(市民委員)7名・弁護士3名(東京三会から各1名ずつ)の計16名の委員から構成されており、年に3回ほど意見交換等を行っています。

今回の議題は「少年事件における教育的措置について」,副題は「審判不開始・不処分で終局する事件の教育的措置の実際」ということで,少年部の裁判官および調査官による運用の説明がなされた後,質疑応答の時間が設けられました。

以下概要をお伝えします。

## ◆少年事件における教育的措置

平成25年度における一般保護事件(総数約5000件) のうち、約13%が不処分、約52%が審判不開始で終 局するが、該当する少年および保護者に対して、家裁 は少年法の趣旨に則って様々な教育的措置を採り、 再非行防止に努めている。例えば、万引きを行った少 年に対し、被害者をゲストスピーカーに招いて被害者 の視点に立った反省を促す。また、試験観察中の少 年と保護者を対象とする親子合宿でコミュニケーショ ンのあり方を学んだり、社会奉仕活動(老人ホーム・ 乳児院でのボランティア、地域美化)を通して自らの 行動傾向を知ってもらう。当初は、こういったプログ ラムに参加することに懐疑的な参加者も、活動後には 自分が自己中心的であったことに気づいたり、自分が 社会の役に立つことができることを知って自尊感情を 取り戻すなど、効果は大きいと考えている。非行内容 に応じて、個別の面接や作文で指導したり、薬物教室、 交通講習の受講なども用意されている。なお、これら の実施には、大学生のボランティアや、少年友の会 (家庭裁判所調停委員で構成される) も協力している。

## ◆質疑応答

• 教育的措置を行った実数はどれくらいか。

万引き教室は年間11回168名, 美化活動は8回98名であった。何らかの形で調査官が関与した事案は約1800件である。

老人ホームや乳児院での活動は、どのように実現しているか。

平成元年から、試験観察中の短期補導委託の本格 実施が始まっている。老人ホームには年間20人ほどを 委託しており、10か所の施設に1人1か月ほどとし、 委託先職員に事故のないよう見守ってもらう。乳児院は 平成5年から始めており、親子参加でのケースが多い。

•調査官の研修は。

グループワークについて外部講師による研修,年数回の自庁研修、IT研修などを行っている。

• 家庭に非行の主たる原因があるケースへの対応は。

平成12年の改正で保護者への措置が可能になったが、拒否的・防衛的対応が多い。親を変えるよりも少年本人を変えるほうが簡単とすら思う。

以上のように活発な意見交換が行われました。市民 委員である精神科医師からは、「立ち直りへの変化の きっかけ」といっても、「変化」というより「戻れる」 ことに教育の効果は発揮される、「戻る」もとがない と、刷り込んでも「汎化(はんか)」ができないという 指摘がなされ、皆大いに学びました。

次回は12月18日, 議題は「成年後見事件の実情」 です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げて ほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バック アップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先 司法調査課 TEL.03-3581-2207